

消基発第 454 号
令和 4 年 11 月 25 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 寺田 文彦

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について」（昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号）及び「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」（昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号－1）の一部が改正されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

第 1 改正の概要

1 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

- (1) 往療料のうち、往療距離が片道 4km を超えた場合の金額を引き下げたこと
- (2) 特別措置料金のうち、「骨折・全骨折・脱臼」及び「捻挫・打撲」に対する包帯交換料を引き上げたこと

2 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

- (1) 初検料の金額を引き上げたこと
- (2) 施術料のうち、マッサージに温罨法を併施した場合の金額を引き上げたこと

第 2 適用日

改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、令和 4 年 10 月 1 日以降の施術に係るものから適用する。

第 3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。